

## 議案第50号

### 港区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について

「宗教法人法」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下これらを「関係法」といいます。）の一部改正により、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」といいます。）の経営主体となる法人の登記の取扱いが変更となることに伴い、港区墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

#### 1 改正の背景・理由

区では、墓地等の経営の許可等に当たり、墓地等の経営主体等について必要事項を規定しています。

このたび、関係法が改正され、令和4年9月1日から、墓地等の経営主体となる宗教法人及び墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人について、従たる事務所の所在地における登記義務が廃止されます。

これを踏まえ、条例の規定を整備するため、条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

条例で引用している関係法の従たる事務所の所在地における登記等に係る条項番号を削除し、条例の表現を改めます。

#### 3 施行期日

令和4年9月1日

港区墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>2 (前略)</p> <p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第二項の法人で、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの</p> <p>三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人で、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの</p>	<p>2 (前略)</p> <p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第二項の法人で、同法第五条第一項の主たる事務所又は同法第五十九条第一項の従たる事務所を区内に有するもの</p> <p>三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人で、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二十二條又は第六十三條の主たる事務所又は同法第三百十二條第一項の従たる事務所を区内に有するもの</u></p>

(後略)

付則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

(後略)